大郷町議会新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取り組み

―「密閉」「密集」「密接」しない! 「ゼロ密」を目指しましょう。―

令和2年4月28日 令和2年8月27日一部改正 大郷町議会

1. 方針

- 大郷町議会は、「議会は、議事・議決機関として、予算、条例及び重要な契約などについて、 町の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また、町の重要な政策 決定において地域の特性や多様な町民ニーズを反映するなど重要な役割を平常時、非常時を 問わず担っている」ことから、「非常時においても、機能停止することなく、定足数に足る有 効な議決ができる会議を開催する中で、この機能を維持しなければならない」とする目的に基 づき、議員及び議会事務局職員は、本会議の開催を最優先事項として活動する。
- 議員及び議会事務局職員は、自らの新型コロナウイルス感染症への感染により本会議の開催ができなくなるリスクがあることを十分認識し、公私ともに注意して行動する。

2. 本会議の運営について

- 本会議は、感染拡大防止対策を施した上で、開催する。
- 地方自治法115条の規定に則して、本会議は公開で開催するが、「密集」を避けるため、役場3階大会議室及び1階ロビーでのモニター画面の視聴とする。また、広報おおさと、議会広報、インターネットにおける広報、及び各議員からの自主的な呼びかけにより、傍聴席における傍聴の自粛の協力依頼及びインターネット中継の閲覧を促す。
- 3. 各種委員会及び協議の場等の会議の運営について
- 各種委員会及び協議の場等の会議(以下「委員会等」という。)は、原則として、感染拡大 防止対策を施した上で、開催する。ただし、各種議案、請願及び陳情の審査等、本会議の運営 や議会の議事・議決機関としての機能の発揮に直接の影響を及ぼさない、不要不急の委員会等 については、委員長の判断により、開催を延期または中止できる。
- 一部の協議の場を除き、委員会等は公開で実施するが、広報おおさと、議会広報、インターネットにおける広報や各議員からの自主的な呼びかけにより、委員会室等における傍聴の自粛の協力依頼を行う。また、委員長は、一度の委員会等において、傍聴人が過密に接触する恐れがある場合は、傍聴を許可しないなどの判断を適時適切に行う。
- 4. 感染拡大防止対策 …「3つの密」の防止と感染源の消毒…
- ① 本会議及び委員会等(以下「議会の会議」という。)の開催時は、約1時間に1回以上、5 分以上の換気を行う。
- ② 委員会等は、原則として、第3委員会室よりも面積の広い、3階大会議室及び議事堂を会場とする。少人数の場合には第1委員会室、第2委員会室及び第3委員会室を会場とすること

ができる。

- ③ 傍聴人に対しては、密集して着席しないよう留意し、会議毎に定数を決め、傍聴自粛を受付時に促す。(第1委員会、第2委員会室、第3委員会室での傍聴は自粛してもらう。)
- ④ 議会の会議の出席者は、原則としてマスクを着用する。また、発言時も同様とする。
- ⑤ 議会フロア内に消毒液を設置する。
- ⑥ 傍聴受付、傍聴席、演壇、一般質問席、委員会室等の什器その他の共用物品については、利用前及び利用後に議会事務局職員が消毒を行う。
- ⑦ 演壇や一般質問席の水差しについては、新型コロナウイルス感染症の終息が確認されるまで の間、設置を取りやめる。(必要な方は各自ペットボトル入りの水を準備する。)

5. 具体的感染防止対策

- (1) 自己管理及び感染源の消毒
- ① 議員、議会事務局職員、執行部職員及び傍聴者は、登庁及び来庁の朝に検温し、37.5度以下であることを確認すること。
- ② 風邪の症状がある方は、会議等への出席、傍聴を遠慮していただく。
- ③ 会場への入室の際には、消毒液で手を消毒する。
- ④ 会議の出席者及び傍聴者は、原則としてマスクを着用する。また、発言時も同様とする。
- ⑤ 事務局職員は、会議前に議事堂及び委員会室等の机等を消毒液で拭く。
- ⑥ 事務局職員は、会議前に傍聴受付、傍聴席、演壇、一般質問席、委員会室等の什器その 他の共用物品について、利用前及び利用後に消毒を行う。
- ⑦ 事務局職員は、演壇、一般質問席を入れ替わりの度に消毒を行う。
- (2) 「密閉」対策
- ① 外向き窓のない議事堂は、執行部側入り口及び傍聴者入口を常に開放しておく。また、約 1時間に1回以上、全ての入り口を開放し5分以上の換気を行う。
- ② 議事堂のエアコンは会議開催中稼働させる。
- ③ 委員会室等においては、外向き窓を原則開放する。また、約1時間に1回以上、全ての入り口・窓を開放し5分以上の換気を行う。
- (3) 「密集」対策
- ① 本会議において、議長は約1時間に1回以上休憩を宣言し、全ての入り口を開放し5分以上の換気を行わせる。
- ② 本会議において、執行部職員は自分の担当以外の一般質問、議案説明、質疑の時間に議長の許可を得ずに自由に退席することができることとする。
- ③ 議場内傍聴席での傍聴は「密集」を避けるため定員を12名とする。定員を超過した場合には、役場3階大会議室及び1階ロビーでのモニター視聴とする。
- ④ 委員会等の説明者は、必要最少の人数とする。
- (4) 「密接」対策
- ① 議会の会議の出席者は、原則としてマスクを着用する。また、発言時も同様とする。
- ② 議席間の近い席には、仕切り板を設置する。(今後、議席と議席との間に空席を設けられるか検討する。)
- ③ 執行部側の席は、現在仕切り板がないので設置できない。出席人数の調整で対応する。(仕

切り板の購入を検討している。)

- (5) 実質会議時間の短縮
- ① 議案等の説明は、極力、要点をまとめ、(又は資料を配布して)説明時間の短縮を要請する。
- ② 質問及び質疑は、要点をまとめ簡潔に行う。(質疑数の制限は行わないが、他の議員と同内容の質疑は行わない。)また、関連質問は原則認めない。(又は議長の判断とする。)
- ③ 答弁も要点をまとめ、簡潔に行うよう執行部に要請する。
- ④ 一般質問について。(令和2年4月28日議運にて決定。)
 - ア 実施について。 〔 行う · 行わない 〕
 - イ 人数制限について。 〔--行う--・ 行わない 〕
 - ウ 質問事項数の制限について。 〔 行う(1間, 2間) · 行わない(3問以内) 〕
 - エ 時間制限について。 〔 行う · 行わない (現行1時間以内) 〕
 - a 質問答弁併せて 〔40 分以内。〕
 - <u> b 質問時間制限 〔 30分以内, 20分以内, 分以内, 〕</u>
 - c その他の制限 [大綱1問につき、要旨は3つ以内とする。]
 - オ 関連質問について。 〔認める・ 認めない 〕
 - ※議会運営に関する基準 94:「一般質問に対する関連質問は、許可しない。」
- (6) その他
 - ① 議員本人が新型コロナウイルスに感染(陽性)した場合の氏名の公表。 [公表は行わない]
- 6. 取り組みの終了
- コロナウイルス終息宣言等の時期を見計らい、取り組みについて再度協議する。
- ※ 改正経過:令和2年8月27日 5.(3).③を改正。